

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領（以下「要領」という。）第8条第1項第1号の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成23年6月14日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

「平成23年度京都市地域連携型空き家流通促進事業企画・運営業務」

(2) 履行期限

契約の日から平成24年3月15日（木）までとする。

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

2 業務内容等説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

次の各号に定める期間及び場所において、業務内容等説明書を配布する。

(1) 交付期間

公告の日から平成23年6月21日（火）までとする。ただし、京都市の休日
を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 交付場所

ア 郵便番号 604-8571

イ 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎5階）

ウ 交付者 京都市都市計画局住宅室住宅政策課 企画担当

エ 電話番号 075-222-3666

(3) 交付方法

交付方法は手渡しとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による交付は行わない。

3 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

(1) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(2) 当該業務と同種又は類似の業務について、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（これらに準じる組織を含む。）からの受託実績があること。ただし、本件プロポーザルの公告の日前5年以内に業務を完了したものに限る。

同種業務：空き家流通促進に関する業務

類似業務：京都市内におけるまちづくり支援に関する業務

(3) 技術士（建設部門）の資格を有する技術者を配置すること。

4 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加希望申出書（要領第1号様式）

イ 業務実績調書（要領第2号様式）

ウ 配置技術者調書（要領第3号様式）

エ 業務に従事する者の技術士（建設部門）又は一級建築士の資格を証明する書類の写し

(2) 提出期限

平成23年6月21日（火）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 提出場所

2の（2）と同じとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送するものとし、これ以外の方法（FAX、電子メール等）による提出は受理しない。郵送による場合は、提出期限までに確実に配達される手段を採り、期限までに配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は10部とし、9部は左上1箇所にホッチキス止め、1部はクリップ止めとする。

5 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知及びその理由

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、4の（1）に掲げる書類を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格がないと認めた理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求められることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

6 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記5の手続により、当該業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、技術提案書を提出すること。

(1) 提出書類

技術提案書（要領第4号様式から第8号様式まで）

(2) 提案事項

ア 研究会の設置、運営のポイント及びその方法

研究会メンバー、開催回数、スケジュール、検討テーマごとの検討方法等について提案すること。

イ その他本業務に関する提案

(3) 提出期限

平成23年6月29日（水）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

2の(2)と同じとする。

(5) 提出方法

4の(4)と同じとする。

7 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された技術提案書及び技術提案書に関するヒアリング（次項（3）に掲げるもの）により行う。ただし、受託候補者としての資格を有する者が4者以上の場合は、ヒアリングを行う前に、提出された技術提案書により書類選考を行い、当該被選考者に対してヒアリングを実施して受託候補者を選定することとする。また、受託候補者としての資格を有する者が1者の場合は、本件プロポーザルは不成立とする。

(2) 評価項目

ア 配置技術者の資格及び実績等（平成23年6月1日時点）

- (ア) 統括責任者の資格，経験年数
- (イ) 統括責任者の過去5年間の同種又は類似実績
- (ロ) 主任技術者の資格，経験年数
- (ハ) 主任技術者の過去5年間の同種又は類似実績
- (ニ) 担当者の資格，経験年数
- (ホ) 担当者の過去5年間の同種又は類似実績

イ 業務実施方針等

- (ア) 業務の理解度
- (イ) 業務実施方針の妥当性
- (ロ) 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

- (ア) 提案の的確性

- (イ) 提案の独創性
- (ロ) 提案の成果達成の期待度・実現性
- (エ) 価格

(3) 技術提案書に関するヒアリング

- ア 実施日 資格確認後、本市が指定する日（7月第2週を予定）
- イ 場所 京都市役所内の会議室の予定（後日、連絡する。）
- ウ 出席者 配置技術者（統括責任者、主任技術者、担当者）3名以内。ただし、
統括責任者を必ず含むこと。
- エ 内容 技術提案書の内容について、15分間で説明をする。その後、15分以内で質疑応答を行う。

8 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知の方法

選定結果については、選定後、書面によりヒアリングの参加者へ通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

ヒアリングの参加者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求められることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(都市計画局住宅室住宅政策課)